六　育成就労指導員（第十五条第一項第二号の規定により選任された育成就労指導員をいう。以下同じ。）及び生活相談員（同項第三号の規定により選任された生活相談員をいう。以下同じ。）の氏名及び役職名
七　育成就労の対象となろうとする外国人の生年月日及び性別
八　育成就労の対象となろうとする外国人に対する報酬の月額
九　監理型育成就労に係るものである場合は、次に掲げる事項
イ　監理支援機関の許可番号、監理支援責任者（法第四十条第一項に規定する監理支援責任者をいう。以下同じ。）の氏名、当該監理支援責任者を設置する事業所の名称及び所在地並びに育成就労計画の作成に関する指導を担当する者の氏名
ロ　取次送出機関がある場合にあっては、当該取次送出機関の氏名又は名称
十　従事させる業務において要する技能の属する育成就労産業分野に係る分野別運用方針で定める第二十六条に規定する期間が一年を超える場合において、育成就労実施者の変更を制限する期間を一年と定めるときは、その旨
（育成就労計画の添付書類）
第八条　法第八条第四項（法第八条の五第三項、第八条の六第三項及び第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。
一　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じイ又はロに定める書類
イ　申請者が法人の場合　次に掲げる書類
(1)　申請者の登記事項証明書
(2)　申請者の直近の二事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書
(3)　申請者の役員の住民票の写し（当該役員が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあっては、当該役員及びその法定代理人の住民票の写し（当該法定代理人が法人である場合にあっては、当該法人の登記事項証明書及び定款又は寄附行為並びにその役員の住民票の写し））
ロ　申請者が法人でない場合　申請者の住民票の写し及び納税申告書の写し
二　育成就労の対象となろうとする外国人に育成就労を行わせることに係る申請者の誓約書
三　育成就労の対象となろうとする外国人の旅券その他の身分を証する書類の写し
四　育成就労責任者の履歴書並びに就任承諾書及び育成就労に係る誓約書の写し
五　育成就労指導員の履歴書並びに就任承諾書及び育成就労に係る誓約書の写し
六　生活相談員の履歴書並びに就任承諾書及び育成就労に係る誓約書の写し
七　外国の準備機関がある場合にあっては、当該外国の準備機関の概要書及び誓約書
八　育成就労の対象となろうとする外国人との間で締結した雇用契約の契約書及び雇用条件書の写し
九　育成就労の対象となろうとする外国人に対する報酬の額が日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であることを説明する書類
十　食費、居住費その他名目のいかんを問わず育成就労の対象となろうとする外国人が定期に負担する費用の内訳及び当該費用が適正であることを説明する書類
十一　第十三条第二項第六号イに該当することを明らかにするために育成就労の対象となろうとする外国人が作成した書類
十二　申請者の行わせる育成就労の対象となっている育成就労外国人の名簿
十三　単独型育成就労に係るものである場合は、次に掲げる書類
イ　申請者と単独型育成就労の対象となろうとする外国人が本国において所属する機関の関係を明らかにする書類及び当該機関が作成した単独型育成就労の対象となろうとする外国人の送出に係る証明書
ロ　申請者が宿泊施設が適正であることを明らかにする書類
ハ　単独型育成就労の対象となろうとする外国人の素行が善良であることを証する書類
十四　監理型育成就労に係るものである場合は、次に掲げる書類
イ　当該育成就労計画に基づく監理型育成就労に係る取次送出機関の誓約書
ロ　監理支援機関と申請者との間の監理支援に係る契約の契約書又はこれに代わる書類の写し
ハ　監理型育成就労の対象となろうとする外国人と取次送出機関との間で締結された監理型育成就労に係る契約の契約書の写し
ニ　監理支援機関が宿泊施設が適正であることを確認したことを明らかにする書類
ホ　監理型育成就労の申込みの取次ぎ又は外国における監理型育成就労の準備に関し監理型育成就労の対象となろうとする外国人が取次送出機関又は外国の準備機関に支払った費用の額及び内訳並びに監理型育成就労の対象となろうとする外国人がこれを十分に理解したことを明らかにする書類
ヘ　第十三条第二項第三号ト(1)に規定する推薦を受けたことを明らかにする推薦状
十五　育成就労の対象となろうとする外国人の健康状態が良好であることを証する書類
十六　法第八条の五第一項の認定の申請（法第九条の二第四号ただし書の基準に係るものを除く。）にあっては、次に掲げる書類
イ　従事させる業務に関して育成就労外国人の有する技能を証する書類
ロ　育成就労外国人の日本語能力を証する書類
ハ　第二十八条第四号から第六号までに該当するものであることを証する書類
ニ　第二十八条第七号に規定する費用を法第八条の五第二項第三号の育成就労実施者に支払うこととしていることを証する資料
十七　申請者の納税額に関する証明書
十八　申請者の社会保険の保険料の納付状況を証する書類
十九　その他必要な書類
（育成就労計画の認定の手数料の納付方法）
第九条　法第八条第六項（法第八条の五第三項、第八条の六第三項及び第十一条第二項において準用する場合を含む。）に規定する手数料（法第十二条第五項の規定により当該手数料を機構に納付する場合を含む。）については、申請者のうち、密接関係法人育成就労に係るものである場合にあってはそのいずれかの者が、労働者派遣等監理型育成就労に係るものである場合にあっては本邦の派遣元事業主等が納付するものとする。
（育成就労実施者の変更の希望の申出）
第十条　法第八条の二第一項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出して行わなければならない。
一　変更の希望の申出をする育成就労外国人の氏名、国籍及び生年月日
二　変更の希望に係る育成就労実施者の氏名又は名称
三　育成就労実施者の変更を希望する理由
（育成就労実施者の変更の希望の申出があった場合の単独型育成就労実施者による届出等）
第十一条　法第八条の二第二項、第六項及び第七項の規定による届出は、別記様式第五号によるものとする。
2　法第八条の二第二項、第六項（出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣に対する届出に係るものに限る。）及び第七項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　変更の希望に係る育成就労実施者の育成就労実施者届出受理番号、氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二　変更の希望に係る育成就労計画の認定番号及び認定年月日
三　変更の希望の申出をした育成就労外国人の氏名、国籍、生年月日及び性別
四　変更の希望の申出をした育成就労外国人が育成就労実施者の変更を希望する理由
五　変更の希望の申出をした育成就労外国人の現状
六　育成就労の継続のための措置
3　法第八条の二第三項から第六項（監理型育成就労実施者に対する通知に係るものに限る。）までの主務省令で定める事項は、前項第三号から第五号までに掲げる事項とする。